

平成23年度

# 要 望 書

東北ブロック認知症グループホーム連合会

平成23年5月27日

厚生労働省 老健局 高齢者支援課  
認知症・虐待防止対策推進室

室長 千葉 登志雄 様

東北ブロック認知症グループホーム連合会  
会長 蓬田 隆子



青森県認知症グループホーム協会  
会長 下田 肇

岩手県認知症高齢者グループホーム協会  
会長 熊谷 茂

秋田県認知症グループホーム連絡協議会  
会長 熊谷 秀昭

山形県認知症高齢者グループホーム連絡協議会  
会長 金澤 敬一

NPO法人 宮城県認知症グループホーム協議会  
会長 蓬田 隆子

NPO法人 福島県認知症グループホーム協議会  
会長 森 重勝

### 「東日本大震災」復興に向けての要望書

厚生労働省の日頃からの認知症介護への取り組みにおかれましては、多大なるご尽力をいただき深く感謝申し上げます。

また、この度の大震災に伴い被災地へ対する多大なるご支援をいただきまして大変感謝申し上げます。

東北ブロック認知症グループホーム連合会は、東北6県の認知症グループホーム協（議）会が加盟し、合同で年1回400～500名が参加して開催する東北ブロック大会（実践報告会・講演会等）や各県開催研修会等への相互参加、役員会等を通しての情報交換、関係機関への提言等を行い、東北地方における認知症介護の啓発活動、全国に向けて情報発信等を行っております。

東日本大震災は、私たちが暮らしている東北地方に甚大な被害をもたらしました。特に岩手県、宮城県、福島県においては、地震と津波により壊滅的な被害を受けた所も少なくありません。さらに福島第1原子力発電所の事故は、今なお進行中であるため福島県は別枠での扱いとも思われますが、現在は、協同にて復旧・復興に向けての取り組みをしているところであります。

グループホームは、平成12年度に介護保険制度が制定されて以来、「認知症介護の切り札」として認知症の方や、そのご家族の在宅介護を支え続けており、今後も変わらない熱き想いを抱きながら地域の中での事業展開をしていきたいと考えております。

しかし、グループホームは、地域密着型サービスであるため、保険者単位での狭い事業活動の範囲であるとともに小規模な運営形態のところが多いため、このような事態に陥ると様々な支援や補償等をいただかないと存続自体が危うい状況にも置かれております。

ご利用者・ご家族・職員は、今までの暮らしを継続したいと切に願っております。今、できること、できないことは明確ですが、できないと諦めないで、可能な限り知恵を絞り、身体を使って事業所が存続できるようにと考えております。

そのためには、各行政機関、全国の関係事業者のお力添えが必要になります。何がベストな選択なのかは、各々の事業所で判断するにしても、私たちは、多くの選択肢を提供していかなければならない立場であると認識しております。

その中で、復興に向けて力強く歩み出そうとしているところ、まだ大切な人・ものを失った悲しみから立ち直れずに目標すら見失いかけているところ、其々が置かれている立場や想いは様々ですが、政府、国の制度的なお力添え、協力都道府県等との中長期的な連携等により、現在の事業者が継続して運営が可能となるよう、再建に向けた確固たる道しるべを示すことができれば、きっと皆の大きな心の支えになると思われま

そのため、東日本大震災に伴う建物の流失・全壊・一部損壊等、原発事故による避難指示等区域の事業所の現況、将来への不安等を踏まえて次のとおり要望をいたします。

ぜひ、大震災に遭っても変わらない認知症介護への想いを汲んでいただきまして、さらなるご支援とご尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

## 記

### 一. 被災に伴う事業存続のためのご支援

1. 現在の居住場所への資金面でのご支援
  - (1) 避難先の民家・公民館等の借り上げ、設備設置等費用の無償化
2. 仮設住宅の建設に向けてのご支援
  - (1) 各県、市町村への後押し等のご配慮
  - (2) 仮設住宅の入居期間延長
3. 将来の安定した居住地の確保に向けたご支援
  - (1) 「建設禁止区域」から、他地域へ移転する場合の土地購入、建設費用
4. 住所地特例措置等による入居要件緩和のご支援
  - (1) 住所地が保険者以外の方の利用ができる
5. 各種交付金・補助金等、公的資金によるご支援
  - (1) 「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の民間事業者への助成
  - (2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等、公的資金の優先的な利用

### 二. 市町村により生じる解釈・対応の相違による差異の解消

### 三. 被災県代表者等の復興に向けての会議等への出席

## 一. 被災に伴う事業存続のためのご支援

### 1. 現在の居住場所への資金面でのご支援

#### (1) 避難先の民家・公民館等の借り上げ、設備設置等費用の無償化

- ①現在、避難している建物、将来的に滞在する建物等に係る賃借費用を無償にさせていただきたいと思います。
- ②避難先で事業を継続するにあたり、スプリンクラー設備、入浴設備等を設置する場合、大きな投資金額になるため、公的資金にて助成をさせていただきたいと思います。

### 2. 仮設住宅の建設に向けてのご支援

#### (1) 各県、市町村への後押し等のご配慮

- ①応急仮設住宅の中へ「福祉仮設住宅」としてグループホームを整備していただきたいと思います。  
※グループホームは、これからも生活を共にしてきた地域住民との馴染みの人間関係を継続しつつ、避難先での地域住民の介護・福祉ニーズへ応えていきます。
- ②「福祉仮設住宅」グループホームの建設が認可された場合、浴室・台所等に係る必要備品等は、事業所の意向も参考にしたうえで整備をさせていただきたいと思います。

#### (2) 仮設住宅の入居期間延長

- ①2年間の入居期間を延長する動きも見られますが、住所地が「建設禁止区域」、「災害危険区域」に指定された場合の禁止期間は年単位であることを考慮していただきたいと思います。

### 3. 将来の安定した居住地の確保に向けたご支援

#### (1) 「建設禁止区域」等から、他地域へ移転する場合の土地購入、建設費用

- ①「建設禁止区域」等から移転し、他地域に新規開設する場合には、土地購入に係る費用全額の補償をお願いいたします。  
※もとの場所に、いつ戻れるか分からない長期戦を要する避難生活であります。移転先で開設する場合にも支援をお願いいたします。
- ②新築する場合には、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等、公的資金を優先的に利用できるようなご配慮をお願いいたします。

### 4. 住所地特例措置等による入居要件緩和のご支援

#### (1) 住所地が保険者以外の方の利用ができる

- ①避難先にて定員割れが生じた場合に、新規利用者の受け入れを、従来の保険者以外の他市町村の住民票を持つ利用者を受け入れることが可能

になるよう、住所地特例的な保険者の枠を超えた利用を可能にする等、制度上の柔軟なご配慮をお願いいたします。

※避難を余議なくされている事業所の、避難先での事業の継続、安定的運営のために利用者の確保について支援が求められます。

## 5. 各種交付金・補助金等、公的資金によるご支援

### (1) 「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の民間事業者への助成

①当該補助金の対象事業所は、「市町村、社会福祉法人及び交付金を受けて整備した施設を所有する民間事業者」ですが、交付金での整備対象を問わず、被災したグループホームの全てが補助金の対象になるよう分け隔てなく助成していただけるようご配慮をお願いいたします。

### (2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等、公的資金の優先的な利用

①被災ののち新築等にて移転開設する場合には、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等、公的資金を優先的に利用できるようご配慮をお願いいたします。

②地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費など被災県（特に被災規模が大きかった岩手県・宮城県・福島県の3県）への優先的な配分をお願いいたします。

## 二. 市町村により生じる解釈・対応の相違による差異の解消

東日本大震災に伴う各種制度上での柔軟な対応に関して、市町村により多少なりとも温度差がみられます。被災事業所では、可能な限り書類作成等の簡素化により事務量を減少させて、人材を復旧・復興に向けた取り組みに充てていきたいと考えております。

また、今後の「福祉仮設住宅」グループホームの整備についても、取り扱いに関して差異が生じる可能性がありますので、各県、市町村への働きかけをお願いいたします。

## 三. 被災県代表者等の復興に向けての会議等への出席

復興に向けての検討会等の会議に、被災県グループホームの代表者等を出席させていただきまして、現場での実情、課題等、生の声を、直接、届ける機会を設けていただけますようお願いいたします。

連絡先 東北ブロック認知症グループホーム連合会  
事務局長 森 重勝  
〒960-1241 福島県福島市松川町字産子内1番地の1  
TEL 024-567-5800 FAX 024-567-5802  
E-mail [fukushimaninchi@cyber.ocn.ne.jp](mailto:fukushimaninchi@cyber.ocn.ne.jp)